

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第 4 2 条第 2 項ただし書の規定により
許可の期間を更新したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

名古屋税関長 杉山 真

記

1 被許可者の住所及び名称

三重県桑名市大字福岡町 2 4 3 番地 1
前田運送株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

前田運送株式会社 C棟 保税蔵置場
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番地 1 1
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番 1 2
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番地 1 2
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番 1 3
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番 1 4
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番地 1 4
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番 1 5
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番地 1 5
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中 1 4 番地 1 7

3 更新した期間

自 令和 8 年 1 0 月 1 日
至 令和 1 4 年 9 月 3 0 日